

# 第73回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2022年6月29日（水曜日）  
午前10時（午前9時30分開場）

## 場所

東京都豊島区北大塚一丁目13番8号  
啓成会ビル 3F 会議室

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件

CAPITA

証券コード 7462  
2022年6月14日

株 主 各 位

東京都豊島区巣鴨一丁目11番1号  
**株式会社CAPITA**  
代表取締役社長 井 沢 宅 蔵

## 第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 東京都豊島区北大塚一丁目13番8号  
啓成会ビル3F 会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告および計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、個別注記表につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.capita-inc.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人が監査報告の作成に際して監査した書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに記載の事項となります。
3. 株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.capita-inc.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止対応について

### 株主の皆様へ

新型コロナウイルス(COVID-19)による感染拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

### 当社の対応について

- ・ 運営スタッフはマスクを着用してご対応させていただきます。
- ・ 受付にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・ 受付時、検温のご協力をお願いいたします。
- ・ 本総会では、お土産品の配布は中止とさせていただきます。

### 株主様へのお願い

- ・ 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。
- ・ 来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用についてご協力をお願いいたします。マスクをお持ちでない方には、受付にてお渡しいたします。
- ・ 株主総会の議決権行使は、招集通知に同封の議決権行使書による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第73期末配当につきましては、安定した配当を維持する当社の方針や財務体力、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があることを総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき2円 配当総額 7,207,980円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 本店移転

オフィス機能の強化及び今後の更なる事業拡大並びに自立した多様な新しい働き方を実践するため、本店を移転し事務所の拡張を行うものであります。

##### ①新本店所在地

東京都渋谷区

##### ②移転予定日

2022年8月(予定)

#### (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書き

に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条から第2条 (条文省略) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都豊島区におく。 第4条から第13条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 &lt;新設&gt;</p> <p>第15条から第41条 (条文省略)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略) &lt;新設&gt;</p>	<p>第1条から第2条 (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区におく。 第4条から第13条 (現行どおり) &lt;削除&gt;</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条から第41条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり) (第14条に関する経過措置) 1. 現行定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第14条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件  
 監査等委員でない取締役全員(2名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	井 沢 宅 蔵 <span style="background-color: #cccccc;">再任</span>	取締役	13回/13回 (100%)
2	いづみ 田 健 作 <span style="background-color: #cccccc;">再任</span>	取締役	13回/13回 (100%)

### 候補者番号 1 井沢 宅蔵 ( いざわ たくぞう ) 再任

#### 生年月日 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年9月2日生

所有する当社の株式数  
0株

2007年12月 モルガン・スタンレー証券株式会社入社  
 2018年12月 Strand Strategic Group投資運用責任者(現任)  
 2020年10月 株式会社タイタンズコーポレーション設立  
 代表取締役(現任)  
 2021年3月 当社代表取締役(現任)

#### 取締役の候補者とした理由

井沢宅蔵氏は、代表取締役社長としての当社の経営を担っており、豊富な経験と知識を有しております。長期ビジョンや中期経営計画に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため適切な人材と考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

## 候補者番号 2

泉田 健作 (いずみだ けんさく)

再任

### 生年月日

1974年6月21日生

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年4月 株式会社ケンコーポレーション入社

### 所有する当社の株式数

0株

2004年10月 モルガンズ・タンレー・キャピタル株式会社入社

2010年11月 LIT株式会社設立 代表取締役 (現任)

2021年3月 当社取締役 (現任)

### 取締役の候補者とした理由

泉田健作氏は、取締役として、当社の経営を担っており、営業部門等における豊富な経験と知識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため適切な人材と考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (以下「D&O保険」という。) 契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害 (ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。) 等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員でない取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&D保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### I. 会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当事業年度（2021年4月1日～2022年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化する中、生産・物流の停滞や個人消費の落ち込みから徐々に回復傾向が見られたものの、依然として先行き不透明な状況が続いております。世界経済では自動車や半導体などの生産が回復に向かう一方で、多くの国において新型コロナウイルス感染症に関し予断を許さない状況が続いた事に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等により原油価格が急激に上昇するなど、混沌とした状況で推移しました。

このような環境の下、当社といたしましては地域の皆様を中心としたライフラインの機能が高い事業を営む企業として、「安全・安心」と「安定供給」を最優先し、経営資源の有効活用をテーマに業績の向上とお客様や従業員の感染防止に努めてまいりました。

当事業年度の売上高は33億4,446万円（前年同期比16.2%増）、営業利益は83百万円（前年同期比9.8%増）、経常利益は82百万円（前年同期比2.6%増）、当期純利益は56百万円（前年同期比41百万円増）となりました。

セグメント別の業績につきましては、各事業のページのとおりであります。

売上高
33億4,446万円
前年比 16.2%増

営業利益
8,370万円
前年比 9.8%増

経常利益
8,217万円
前年比 2.6%増

当期純利益
5,649万円
前年比 272.7%増

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

## 石油事業

### 主要な事業内容

サービスステーション等、石油製品の卸・直販の経営・中古車販売および鋳金事業の経営

石油事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により世界的な経済不安定な状況が続いております。また、前年に比べ大幅な原油価格高騰も大きく影響を受けました。国内動向に関しましてはガソリンを中心とした燃料油販売は、元売り各社の再編によるシナジー効果により市場価格差は引き続き安定した状況で推移しておりますが、世界的にカーボンニュートラルを目指す動きや自動車のEV化が加速していく傾向の中、各需要家の化石燃料からの燃料転換の影響や加速していく原油価格の上昇により、石油製品は構造的な需要減少傾向の状況が続きました。

また当社SS事業部に関しましては、引き続き販売数量と適正な口銭（マージン）確保を根幹に店舗運営時間及び運営形態の見直し、油外製品での利益拡大に努めました。

燃料油販売面では適正な口銭（マージン）確保に引き続き努めましたが、前年に比べ度重なる原油価格上昇による燃料油口銭の減少で、大きく利益が伸び悩む要因となりました。

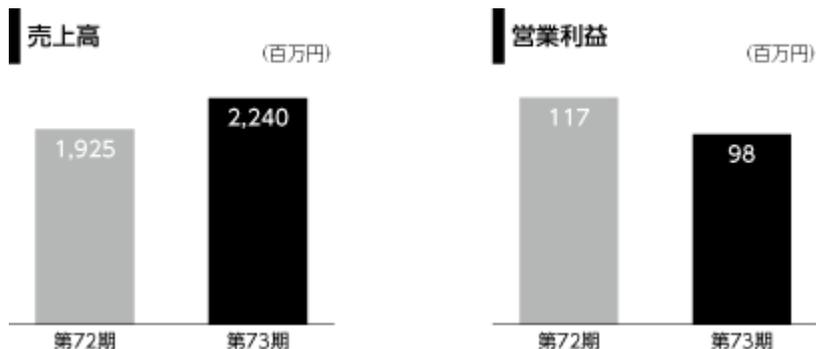
しかし、油外販売面ではタイヤを中心に仕入れ先の見直しを図りTBAの収益改善、集客施策の見直しによりコーティングや作業収益の改善が図れました。ウェブ媒体に関しましては新たな取り組みを開始し、車検・タイヤ・洗車・コーティングの顧客獲得も順調に成果を収め、これらの結果、油外製品販売は好調に推移しましたが、SS事業部に関しましては前年同期と比べ、増収減益となりました。

石油商事事業部につきましては、引き続き新規顧客開拓では新たな営業ルールの見直し、継続した営業コストの見直しに加え、新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響を最小限に抑える為、小口配送やその他出荷形態などで、お客様の要望に応える事に努め、また物販事業においては積極的な新商品の取り扱いを念頭に売上の向上も図りました。

販売数量に関しましては、今期の冬季の気温の低下に伴い、昨年に対して各契約需要家からの利用も若干回復傾向になりました。口銭（マージン）に関しましては原油価格高騰による口銭の圧縮の影響はございましたが需要の回復と共に回復傾向になりました。

これらの結果、石油商事事業部は販売管理費の見直しも手伝い、増収増益となりました。

石油事業全般におきましては、売上高22億40百万円（前年同期比 16.4%増）、営業利益98百万円（前年同期比 16.1%減）となりました。



## 専門店事業

### 主要な事業内容

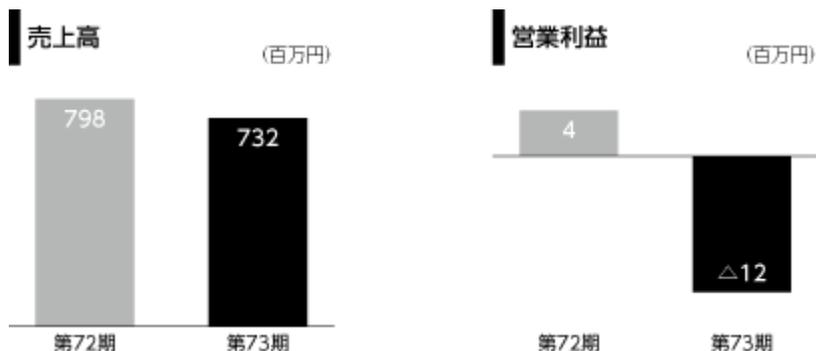
サイクルショップ「コギー」の経営

専門店事業であるサイクルショップ「コギー」におきましては、運動不足の解消を目的とした健康志向の高まりや、日常生活における人との接触、いわゆる「密」を避けるための移動手段として通園、通学、通勤を中心に活用機会が増えたことなど、自転車の必要性が改めて認識されることとなりました。反面、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各自転車メーカー、部品メーカーの海外工場生産・物流が停滞し、世界的な需要も加わり、電動自転車並びにスポーツバイクを始めとする自転車本体、そして自転車主要構成パーツを含む多くの品目で日本国内の在庫が枯渇しており、今まで以上に在庫確保が困難な状況が続いております。その影響で機会損失が多く発生しており、特に高単価商材の販売を困難にしています。また、2月下旬のロシアによるウクライナ侵略により、世界的なエネルギーの供給不足や原材料価格が高騰したことで自転車本体、関連商品も多くが値上げとなりました。これらの要因により、自転車市場は台数ベースでは減速しております。

このような状況の下、当事業年度の営業活動と致しましては、引き続き感染防止対策を行うと共に、スマートフォン用の店舗アプリを活用した情報発信および集客活動と消耗品を含めた戦略在庫確保による豊富な品揃え、スタッフの技術力向上に取り組み品質の向上に努め、店舗利用価値の向上に努めました。また自転車の需要増加は今後も一定程度継続すると見込み、商材確保に注力し、倉庫機能の充実、売れ筋の子供用自転車のプライベートカラー展開、一部店舗から開始しました自転車配達業務も対象店舗を増やし対応しております。

その他新たな取り組みに関しましては、顧客動向のより細かな分析を目的としPOSの入れ替えも視野に入れたシステムの再構築、本部機能の強化による事業部全体での業務効率の改善を目指しております。新たなメニューである洗車サービスは自転車の日常使用の増加に伴い、継続的にニーズがあることから需要を取り込むことが出来ました。

これらの結果、専門店事業部におきましては、売上高7億732百万円（前年同期比8.4%減）、営業損失12百万円（前年は営業利益4百万円）となりました。



## 不動産事業

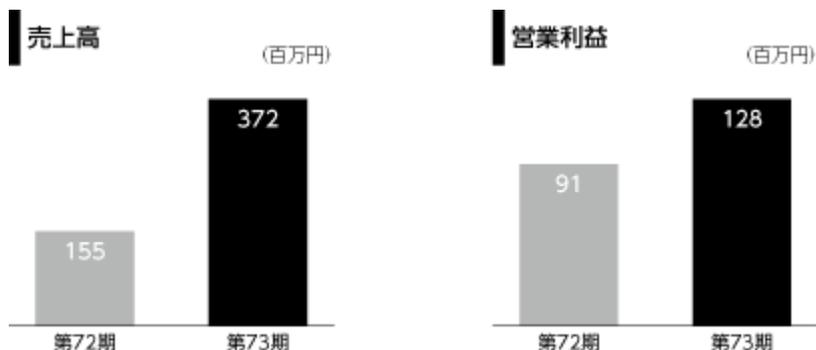
### 主要な事業内容

賃貸用オフィスビル店舗ビルの経営および販売用不動産の販売

不動産事業におきましては、当社の巣鴨ダイヤビル・川口ダイヤピア共に、現在は満室状況であり、計画的な修繕を継続しつつ、ビルの資産価値の維持と入居者さまへの安全・安心の提供に努めております。仙台のセルフ岩切についても、引き続き安定した賃料収入を維持しており、トランクルームの運営に関しましても堅調に推移している状況が続いております。

また、今期からの新規事業の販売用不動産事業において販売用不動産の売上が発生しました。

これらの結果、不動産事業部におきましては、売上高3億72百万円（前年同期比140.0%増）、営業利益1億28百万円（前年同期比41.1%増）となりました。



(各事業ごとの売上高)

事業	売上高	前期比	構成比
	百万円	%	%
石油事業	2,240	16.4	67.0
専門店事業	732	△8.4	21.9
不動産事業	372	140.0	11.1
合計	3,344	16.2	100.0

## 2. 設備投資等および資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は、10百万円であります。その主なものは、ダイヤビルの消火設備改修工事と巣鴨SSの油面計交換工事によるものです。これらの所要資金は、自己資金でまかないました。

## 3. 対処すべき課題

原油価格の動向や消費税率引き上げによる国内景気の動向等、引続き不透明な状況が続くものと予想されるなか、当社においては、4つの基本方針を遵守し、以下のとおり営業利益の必達に全力を傾注してまいります。

### <石油事業 サービスステーション事業部>

- ①引き続き油外粗利の最大化を目指し、状況に応じた施策立案と行動計画を実施する。
- ②CSを通し、安心してご利用いただけるサービスの提供を実現する。
- ③人材育成計画を実行し、スタッフスキルの向上を図る。

### <石油事業 石油商事事業部>

- ①直需部門の新規顧客獲得を行い販売数量の確保に努める。
- ②適正口銭の確保および配送の効率化を図り、さらなる収益改善を実現する。
- ③物販部門の新規商材導入の検討を進める。

### <専門店事業>

- ①引き続き新規出店による事業拡大を目指す。
- ②収益体質の改善と主体性のある店舗コンセプトを確立する。
- ③「各コギー店舗またはその地域」で、ここでしか買えない商品の導入検討を進める。
- ④教育・研修の充実を図り、事業拡大の「人づくり」を行う。

### <不動産事業>

- ①巣鴨ダイヤビル、川口ダイヤピアの入居テナント様のニーズに応じたビル管理を実施する。
- ②計画的な修繕を実施し、ビルの資産価値の維持と入居者様への安全・安心の提供に努める。
- ③不動産販売事業を拡充する。

### <管理部門>

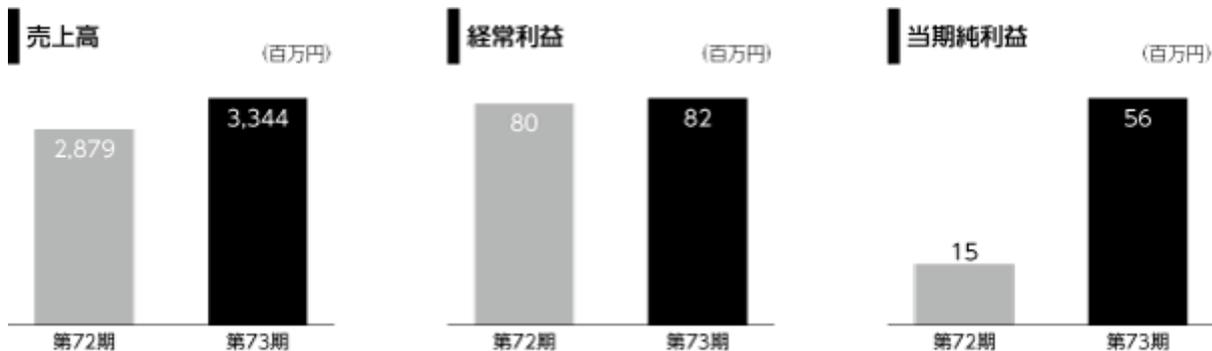
- ①営業部との連携を強化し、予算の必達と安定した財務内容の改善を実現する。
- ②社内システムの運用精度を高め、経理事務・店舗事務の効率化を図る。
- ③コンプライアンスを遵守し、法令改正に適切に対応する。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4. 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 70 期 2019年 3 月期	第 71 期 2020年 3 月期	第 72 期 2021年 3 月期	第73期(当期) 2022年 3 月期
売 上 高 (百万円)	3,333	3,278	2,879	3,344
経 常 利 益 (百万円)	48	52	80	82
当 期 純 利 益 (百万円)	734	20	15	56
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	203.77	5.61	4.20	15.67
総 資 産 (百万円)	1,947	1,909	1,957	2,400
純 資 産 (百万円)	1,375	1,384	1,392	1,441

- (注) 1. 第70期は、環境の変化に対応すべく、SSヨンク大塚の土地を売却し、経営資源の有効活用を図り、収益改善・財務体質の改善により、売上・利益とも前年を上回りました。
2. 第71期は、石油事業は販売数量と適正な口銭確保を根幹に店舗運営時間及び運営形態の見直し、油外製品利益拡大に努め、売上・利益共にともに好調に推移しましたが、専門店事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から営業自粛もしくは短縮営業せざるを得ない状況も重なり営業活動に大きな影響を受け、売上・利益共に前年を下回ってしまいました。
3. 第72期は、石油事業は新型コロナウイルス感染症拡大による法人稼働の低下を背景に数量以上に適正な口銭（マージン）確保に努め油外製品販売では状況下での最大化を目指し、人材育成とウェブ媒体を利用した新規顧客獲得に注力いたしました。また専門店事業部は公共交通機関の利用が減少する中、自転車は通勤・通学などの日常生活での利用機会が増えた事や、健康志向の高まりによる自転車需要が大幅に増加した事から、最大限の需要の取込みと戦略的な在庫確保に注力いたしました。
- その結果売上は前年を下回ったものの利益は前年を大幅に上回ることが出来ました。
4. 第73期（当期）の状況につきましては、前記「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
5. 2021年5月24日開催の取締役会において、株式分割を決議し2021年6月25日付で普通株式を1株につき5株の割合をもって分割しております。第70期の期首に当該株式の分割が行われたと仮定し、1株当り当期純利益を算定しております。



## 5. 主要な事業所および店舗 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都 豊島区
サービスステーション	東京都豊島区など 7か所
サイクルショップ	神奈川県横浜市など 10か所
不動産賃貸ビル等	東京都豊島区など 3か所

## 6. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減 (△)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
	名	名	歳	年
男 性	48	3	40.04	9.73
女 性	4	2	36.25	0.5
合計または平均	52	5	39.75	9.02

- (注) 1. 従業員数には、嘱託社員 (2名) および準社員 (パートタイマー) などの臨時従業員は含めておりません。
2. 準社員 (パートタイマー) などの臨時従業員の期末人数は48名 (1日8時間換算) であります。

## 7. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社武蔵野銀行	204,980
株式会社みずほ銀行	200,000

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 10,000,000株
2. 発行済株式の総数 3,603,990株 (自己株式 507,010株を除く)
3. 株主数 507名 (前期末比153名増)
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
HER投資事業有限責任組合	920	25.5
KMOキャピタル有限責任事業組合	832	23.1
森 猛	459	12.7
東京海上日動火災保険株式会社	115	3.2
神谷 金吾	115	3.2
野村證券株式会社	105	2.9
巣鴨信用金庫	80	2.2
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	80	2.2
森 重明	44	1.2
山野 公敬	36	1.0

(注) 持株比率は、自己株式507,010株を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の氏名等(2022年3月31日現在)

会社における地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	井 沢 宅 蔵	株式会社タイタンズコーポレーション 代表取締役
取 締 役	泉 田 健 作	株式会社A S U K A代表取締役
取 締 役	小 澤 常 浩	株式会社小沢資産ソリューション代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	山 本 清 武	
取 締 役 (監査等委員)	川 島 正 暉	株式会社ファイブスター代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	浦 勝 則	東京丸の内法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 2021年6月25日開催の定時株主総会において定款変更が決議されたことにより、当社は同日をもって監査等委員会設置会社に移行しており、監査役伊伏正貴氏および小林由紀氏は退任しております。
2. 取締役のうち、川島正暉および浦勝則の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 日常的な情報収集や会計監査人、内部監査部門と連携を図ることで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 当社は社外取締役である川島正暉および浦勝則の両氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
5. 取締役(監査等委員)川島正暉氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的知見を有しております。
6. 取締役(監査等委員)浦勝則氏は、弁護士として企業関係法務に精通しており、専門的知見を有しております。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当該定款に基づき社外取締役全員と会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。

#### 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の業務として行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の損害賠償金および訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。但し、故意による任務懈怠ある場合、違法に利益若しくは便宜の供与を得た場合又は犯罪行為等に起因する場合は、補填の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。当該保険の保険料は当

社が全額負担しております。

#### 4. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 （ 一 ）	26,100千円 （ 一 ）
取 締 役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	10,800千円 （6,300千円）
監 査 役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	3,450千円 （1,950千円）
合 計 （うち社外役員）	10名 （5名）	40,350千円 （8,250千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬限度額は2021年6月開催の第72回定時株主総会において、監査等委員でない取締役が月額15,000千円以内、監査等委員である取締役が月額4,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の対象取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）です。
- 取締役の個人別の奉秋の内容に係る決定方針の決定方法  
当社は2021年3月16日開催の取締役会において、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役は2名）が出席し、十分な議論を尽くした上で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。
3. 当事業年度末現在の取締役は6名、監査等委員でない取締役は3名、監査等委員である取締役が3名（社外取締役2名）であります。上記の支給人員と相違しておりますのは、上記報酬等の額には2021年6月25日開催の株主総会終結の時をもって退任した監査役4名の報酬等も含んでいるためであります。

#### 5. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・取締役（監査等委員）川島正暉氏

当事業年度に開催された13回全ての取締役会、3回全ての監査役会および10回全ての監査等委員会に出席し、毎回他の監査役、監査等委員が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

・取締役（監査等委員）浦勝則氏

社外取締役就任後に開催された10回全ての取締役会および10回全ての監査等委員会に出席し、毎回他の監査等委員が行った監査について適宜質問をされるとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

## IV. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

監査法人薄衣佐吉事務所

### 2. 会計監査人の報酬の額

- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額  | 14,910千円 |
| (2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,910千円 |

(注1) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

### 4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条の責任限定契約を締結しておりません。

## V. 会社の体制および方針

### 業務の適正を確保するための体制

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス全体を統轄する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、取締役および使用人が、企業理念および社内規程に則り、法令・定款および社会規範等を遵守することを周知・徹底する。
- (2) またコンプライアンスの推進については、管理部が中心となり取締役および使用人に対して、階層別に必要な教育・研修等を定期的に行う。
- (3) さらに業務執行部門から独立した内部監査室が、当社におけるコンプライアンスの状況を定期的に監査する。また内部監査室内に、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人が直接情報提供できるように、内部通報制度の窓口を設置する。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、不当な要求に対しては会社を挙げて組織的に対応する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 法令上保存を義務付けられている文書および重要な会議の議事録、稟議書、契約書ならびにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書または電磁的媒体に記録し適切に保管・管理を行う。
- (2) 取締役および監査等委員は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全体を統轄する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を本部長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置する。
- (2) リスク管理活動については管理部が統括し、社内規程の整備と見直しを図るとともに、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。

5. **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**  
当社には企業集団が存在しないので該当事項はありません。
6. **監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**  
現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて当該使用人を置くものとする。
7. **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**  
監査等委員を補助すべき使用人は、監査等委員会および監査等委員の指揮命令下でその業務を遂行し、またその人事に係る事項の決定は、監査等委員会の同意を必要とする
8. **取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
  - (1) 監査等委員は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、必要に応じて意見を述べるができる。
  - (2) 監査等委員は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることができる。
  - (3) 取締役および使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。
  - (4) 内部監査室は、内部監査の実施状況およびその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査等委員会に報告するものとする。
9. **その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
  - (1) 監査等委員は、代表取締役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。
  - (2) 監査等委員は、必要に応じて弁護士、会計監査人その他の専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。

#### 会社体制の運用状況概要

当社は、上記「内部統制システムに関する基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針ととらえ、適宜、内容の見直し検討を行っております。また、取締役会、経営会議を毎月開催し、問題事案の検討および改善策、再発防止策の協議を行っております。また、情報セキュリティ強化のための対策を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>1,213,546</b>	<b>流動負債</b>	<b>596,011</b>
現金及び預金	444,286	買掛金	138,795
受取手形	20,412	短期借入金	324,980
売掛金	227,525	一年以上返済予定長期借入金	20,004
前払費用	488,308	リース負債	247
前払入金	14,517	未払法人税等	42,449
未収金	11,650	未払消費税等	8,737
その他金	6,397	前受り金	9,914
貸倒引当金	1,003	預り金	41,453
	△554		9,429
<b>固定資産</b>	<b>1,186,667</b>	<b>固定負債</b>	<b>362,288</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,022,701</b>	長期借入金	59,996
建物	135,219	長期未払金	35,499
構築物	11	再評価に係る繰延税金負債	195,448
機械装置	5,828	長期預り保証金	71,344
車両運搬具	268		
器具備品	7,915		
土地	873,228		
リース資産	229		
<b>無形固定資産</b>	<b>1,900</b>	<b>負債合計</b>	<b>958,300</b>
ソフトウェア	895	<b>純資産の部</b>	
電話加入権	479	<b>株主資本</b>	<b>1,072,512</b>
その他	525	資本金	90,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>162,065</b>	資本剰余金	276,439
投資有価証券	3,545	資本準備金	24,790
出資	2,077	その他資本剰余金	251,649
破産更生債権等	31,460	<b>利益剰余金</b>	<b>794,856</b>
前払年金費用	27,655	その他利益剰余金	794,856
差入保証金	104,654	繰越利益剰余金	794,856
繰延税金資産	22,545	<b>自己株式</b>	<b>△88,783</b>
その他	1,586	評価・換算差額等	369,401
貸倒引当金	△31,460	土地再評価差額金	369,401
<b>資産合計</b>	<b>2,400,213</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,441,913</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,400,213</b>

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,344,461
売 上 原 価		2,424,079
売 上 総 利 益		920,381
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		836,680
営 業 利 益		83,701
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	585	
そ の 他	816	1,402
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,329	
そ の 他	594	2,923
経 常 利 益		82,179
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	469	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	6,102	6,572
特 別 損 失		
減 損 損 失	27,634	27,634
税 引 前 当 期 純 利 益		61,117
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,437	
法 人 税 等 調 整 額	△3,810	4,626
当 期 純 利 益		56,490

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金
2021年4月1日残高	90,000	24,790	251,649	276,439	745,574
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△7,208
当期純利益					56,490
自己株式の取得					
事業年度中の変動額合計					49,282
2022年3月31日残高	90,000	24,790	251,649	276,439	794,856

	株 主 資 本		評価・換算 差額等	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	土地再評価 差 額 金	
2021年4月1日残高	△88,655	1,023,358	369,401	1,392,759
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△7,208		△7,208
当期純利益		56,490		56,490
自己株式の取得	△128	△128		△128
事業年度中の変動額合計	△128	49,153		49,153
2022年3月31日残高	△88,783	1,072,512	369,401	1,441,913

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社CAPITA  
取締役会御中

監査法人 薄衣佐吉事務所  
東京都文京区  
指定社員 公認会計士 平谷 一 史  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 北澤 暁  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CAPITAの2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な重要会議に出席し、取締役及び各部門からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて監査に立ち会うとともに説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人薄衣佐古事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

株式会社CAPITA 監査等委員会

監査等委員 山本清武 ㊟

監査等委員 川島正暉 ㊟

監査等委員 浦勝則 ㊟

(注) 監査等委員の川島正暉及び浦勝則は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内

会 場 東京都豊島区北大塚一丁目13番8号  
啓成会ビル3F 会議室

## 会 場 付 近 略 図



### 交通のご案内

JR山手線大塚駅北口より徒歩3分  
都電荒川線大塚駅前より徒歩3分

お問い合わせ先 当社管理部 03-5977-1567

お願い：駐車場はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。